

第 1 1 2 号議案

足立区地域学習センターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区地域学習センターの指定管理者の指定について
足立区地域学習センターの指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区伊興地域 学習センター	東京都足立区千住河原町 9 番 7 号 株式会社グランディオサービス 代表取締役 林 秀樹	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
足立区興本地域 学習センター	東京都足立区江北一丁目 33 番 22 号 株式会社ティー・エム・エンター プライズ 代表取締役 川名 康仁	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
足立区江北地域 学習センター	東京都足立区江北一丁目 33 番 22 号 株式会社ティー・エム・エンター プライズ 代表取締役 川名 康仁	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
足立区佐野地域 学習センター	東京都足立区千住河原町 9 番 7 号 株式会社グランディオサービス 代表取締役 林 秀樹	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
足立区鹿浜地域 学習センター	東京都足立区足立四丁目 28 番 10 号 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

足立区新田地域 学習センター	東京都足立区千住河原町 9 番 7 号 株式会社グランディオサービス 代表取締役 林 秀樹	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
足立区竹の塚地 域学習センター	東京都足立区足立四丁目 28 番 10 号 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
足立区中央本町 地域学習センタ ー	東京都足立区足立四丁目 28 番 10 号 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地域学習センターの指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。